

平成26年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要				
<p>◎予算 総務部 (1件)</p>	<p>【1】 平成26年度三重県一般会計補正予算(第1号) (平成26年2月の大雪による農業用ハウスの倒壊等の被害に対する早期復旧支援に伴う補正予算 約4億8千万円)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 条 所 認 報 提</td> <td style="padding: 5px;">算 例 他 議 案 定 告 出 計</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1 件 - 件 - 件 - 件 - 件 - 件 1 件</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">} 議案1件</td> </tr> </table>	予 条 所 認 報 提	算 例 他 議 案 定 告 出 計	1 件 - 件 - 件 - 件 - 件 - 件 1 件	} 議案1件
予 条 所 認 報 提	算 例 他 議 案 定 告 出 計	1 件 - 件 - 件 - 件 - 件 - 件 1 件	} 議案1件			

平成26年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)

区 分	件 名	概 要																		
<p>◎条例案 (2件) 農林水産部</p>	<p>【1】 三重県特別会計条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案2件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律等による青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法等の廃止に伴い、規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律等により、就農施設等資金の貸付主体が県から株式会社日本政策金融公庫に移管されるとともに、改正法の施行後においても、県が従前の就農施設等資金の貸付けを行うことができる経過措置が設けられたため、三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計に係る規定を整理する。 	予 算	- 件	}	議案2件	条 例 案	2 件	その 他 議 案	- 件	認 定	- 件	報 告	- 件	提 出	- 件	計	2 件		
予 算	- 件	}	議案2件																	
条 例 案	2 件																			
その 他 議 案	- 件																			
認 定	- 件																			
報 告	- 件																			
提 出	- 件																			
計	2 件																			
<p><参考></p> <p>○農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農計画の認定主体が県から市町に移管される。 ・ 就農施設等資金の貸付主体が県から株式会社日本政策金融公庫に移管される。 ・ 同法により同法の施行後においても、従前の就農施設等資金について、県から三重県信用農業協同組合連合会等への貸付けができる経過措置が設けられる。 																				
<p>総務部</p>	<p>【2】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正等に鑑み、県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成26年4月1日(一部平成26年10月1日、平成28年4月1日及び平成30年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 県民税・事業税</p> <p>① 地方法人課税の偏在是正のための措置</p> <p>ア 法人の県民税法人税割の税率(本則)を100分の3.2(現行100分の5)とし、超過課税分加算後の税率を、100分の4(現行100分の5.8)とする。</p> <p>イ 地方法人特別税の規模が3分の1縮小され、法人の事業税に還元されることから、法人の事業税の税率を引き上げる。</p> <p>(例)資本金1億円超の普通法人の所得割の税率 所得のうち年400万円以下の金額:100分の2.2(現行100分の1.5) (平成26年10月1日から施行)</p> <p>(2) 不動産取得税</p> <p>① 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する減額 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p>																		

区 分	件 名	概 要
		<p>(3) 自動車取得税</p> <p>① 税率の引下げ 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率为100分の3(現行100分の5)とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率为100分の2(現行100分の3)とする。</p> <p>② エコカー減税の拡充 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の取得に係る税率为4分の1(又は2分の1)とする特例措置について、軽減割合を拡充し、税率为100分の20(又は100分の40)とする。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(4) 自動車税</p> <p>① グリーン化特例の見直し(平成27年度分、平成28年度分) 環境負荷の小さい自動車は税率为軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率为重くする特例措置について、軽課について対象を重点化した上で強化し、重課について新車新規登録から一定年数を経過した自動車の重課割合を税率为の概ね15%(現行10%)とする。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(5) 病院事業を行う地方独立行政法人に係る課税免除措置の廃止 地方独立行政法人を非課税とする措置が講じられることから、病院事業を行う地方独立行政法人に係る県民税、不動産取得税及び自動車取得税の課税免除措置を廃止する。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(6) その他規定を整備する。</p>